

第102回 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成30年3月29日（木） 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社3階ホール

開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないよう
ご注意ください。

本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

▶ 第102回定時株主総会招集ご通知……………	2
▶ 株主総会参考書類……………	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役6名選任の件	
▶ 添付書類……………	
事業報告……………	12
連結計算書類等……………	33
監査報告書……………	39

当社の理念

社是

昨日より今日はより良くより安く、需要者の為に各自の職場で最善を

私たちの使命 (ミッション)

お客さまの期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、
豊かな社会づくりに貢献します。

私たちのありたい姿 (めざす企業像)

- 一．私たちは、たゆまぬ技術革新によって、一步先の未来を創る企業をめざします。
- 一．私たちは、挑戦心と独創的な発想にあふれた闊達な風土を持つ企業をめざします。
- 一．私たちは、企業活動に関わるすべての人びとと喜びを分かち合う企業をめざします。

私たちの持つべき価値観 (TOYO WAY)

- 公正さ** 社会に正しく役立つことを旨として、私心のない公明正大な行動をとる。
- 誇り** 会社と仕事、自分自身に高い誇りを持ち、最後まであきらめない。
- 主体性** 何事にも、自らが主体となって受け止め、自らが主体となって取り組む。
- 感謝** 人と社会に思いやりと感謝の心を持ち、誠意を込めて力を尽くす。
- 結束力** 仲間とともに知恵と力を結集し、常に創意工夫と改良改善を続ける。

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
東洋ゴム工業株式会社
代表取締役社長 清水 隆史

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月28日(水曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

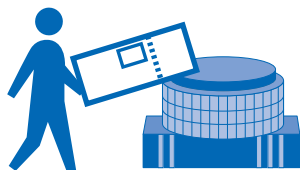
- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年3月29日(木曜日)午前10時[受付開始:午前9時] |
| 2. 場 所 | 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号 当社 本社3階ホール
当社は本社を大阪市から、兵庫県伊丹市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第102期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第102期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.toyo-rubber.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

平成30年3月29日(木曜日)
午前10時[受付開始:午前9時]

当日ご出席願えない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成30年3月28日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年3月28日(水曜日)
午後6時締切

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使の期限

平成30年3月28日(水曜日) 午後6時締切

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/> にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- インターネットによる議決権行使は、**平成30年3月28日(水曜日) 午後6時まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



[アクセス手順]

①WEBサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

②ログインする



入力して「ログイン」をクリック

③パスワードの入力



入力して「送信」をクリック

④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、既に実施しました中間配当金20円を合わせて、1株につき45円となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金25円

総 額 3,174,835,575円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1 変更の理由

当社は、モビリティ分野をビジネスの中核とする「中計'17」を飛躍へ挑戦するターニングポイントと捉えており、グローバル業容拡大とブランドステータス強化による企業価値の向上をさらに加速させることを目的として、現行定款第1条(商号)を変更し、当社の商号をTOYO TIRE株式会社(英文:Toyo Tire Corporation)とするものであります。

なお、第1条の変更につきましては、平成31年1月1日をもってその効力を生じるものとする旨の経過措置を附則に設け、効力発生をもって当該附則を削除するものといたします。

2 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) 当社は東洋ゴム工業株式会社と称する。 前項の商号は、英文では Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.と表示する。	第 1 条 (商号) 当社はTOYO TIRE株式会社と称する。 前項の商号は、英文では <u>Toyo Tire Corporation</u> と表示する。
第 2 条 } 第 40 条 } (条文の記載省略)	第 2 条 } 第 40 条 } (条文は現行どおり)
附 則 (新 設)	附 則 <u>第1条(商号)の変更は、平成31年1月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>第1条(商号)</u> 当社は東洋ゴム工業株式会社と称する。 前項の商号は、英文では <u>Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.</u> と表示する。 なお、この経過措置は、第1条の変更の効力発生後これを削除する。

第3号議案

取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役6名全員が任期満了となりますので、新たに取締役6名(社外取締役2名を含む)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	清水 隆 史	再任 代表取締役社長	100% (26回/26回)
2	多田羅 哲 夫	再任 取締役常務執行役員 生産基盤技術統括部門管掌	100% (26回/26回)
3	高 木 康 史	再任 取締役常務執行役員 販売統括部門管掌	100% (18回/18回)
4	櫻 本 保	再任 取締役常務執行役員 危機管理統括、コンプライアンス統括、チーフコンプライアンスオフィサー、コーポレート統括部門管掌、経営企画本部長、免震ゴム対策統括副本部長	100% (18回/18回)
5	森 田 研	再任 社外 独立役員	92% (24回/26回)
6	武 田 厚	再任 社外 独立役員	100% (26回/26回)

(注) 取締役 高木康史、櫻本保の両氏につきましては、平成29年3月30日就任後の状況を記載しています。

候補者
番号

1

しみず たかし
清水 隆史

再任

生年月日

昭和36年4月2日

所有する
当社の株式の数

6,700株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 4 月 当社入社
平成22年 4 月 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
平成25年 1 月 当社タイヤ企画本部長
平成26年 3 月 当社執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、欧州ビジネスユニット長
平成27年 7 月 当社常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長
平成27年11月 当社代表取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

清水隆史氏は、海外子会社社長、タイヤ企画本部長、欧州ビジネスユニット長、北米ビジネスユニット長などの要職を歴任し、主にグローバルな事業活動に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

た た ら て つ お
多田羅 哲夫

再任

生年月日

昭和31年6月19日

所有する
当社の株式の数

10,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4 月 当社入社
平成23年 4 月 当社エンジニアリングセンター長
平成24年 4 月 当社執行役員 エンジニアリングセンター長、生産技術開発部長
平成27年 7 月 当社執行役員 基盤技術センター長、エンジニアリングセンター長
平成27年11月 当社取締役常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

多田羅哲夫氏は、エンジニアリングセンター長、基盤技術センター長などの要職を歴任し、主に生産・基盤技術に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

た か ぎ や す し
高木 康史

再任

生年月日

昭和34年2月2日

所有する
当社の株式の数

7,937株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4 月 当社入社
平成21年 1 月 Toyo Tire U.S.A. Corp. 社長
平成27年 1 月 当社執行役員 タイヤ事業本部 直需営業本部長、直需販売第二部長
平成27年 7 月 当社常務執行役員 タイヤ事業本部 直需営業本部長、
直需企画管理部長
平成29年 2 月 当社常務執行役員 販売統括部門管掌
平成29年 3 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

高木康史氏は、海外子会社社長、直需営業本部長などの要職を歴任し、主に国内外におけるタイヤ事業の経営に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

さ く ら も と た も つ
櫻本 保

再任

生年月日

昭和32年7月3日

所有する
当社の株式の数

9,311株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4 月 当社入社
平成24年 4 月 当社執行役員 タイヤ事業本部 欧州ビジネスユニット長、Toyo Tire Europe GmbH社長
平成26年 1 月 当社執行役員 タイヤ事業本部 日本ビジネスユニット長、株式会社トーヨータイヤジャパン会長
平成28年 1 月 当社常務執行役員 タイヤ事業本部 RE営業本部長、テック営業本部管掌
平成29年 1 月 当社常務執行役員 コーポレート統括部門管掌、SCM本部長
平成29年 3 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

櫻本保氏は、海外子会社社長、欧州ビジネスユニット長、日本ビジネスユニット長などの要職を歴任し、主に国内外における経営に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

もり た けん
森田 研

再任

社外

独立役員

生年月日

昭和23年10月24日

所有する
当社の株式の数

0株

社外取締役就任期間

2年4ヶ月
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年 4 月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)入社
平成12年10月 松下プラズマディスプレイ株式会社 社長
平成18年 4 月 松下電器産業株式会社/パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長
平成21年 6 月 同社代表取締役専務
平成24年 6 月 同社顧問
平成26年11月 同社客員
平成27年11月 当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

森田研氏は、松下プラズマディスプレイ株式会社の社長、及びパナソニック株式会社の代表取締役専務を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

た け だ あ つ し

武田 厚

再任

社外

独立役員

生年月日

昭和22年2月27日

所有する
当社の株式の数

0株

社外取締役就任期間

2年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年 5 月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 入社
平成12年 4 月 同社薄板事業部薄板営業部長
平成14年 6 月 同社取締役
平成18年 4 月 日鉄鋼板株式会社(現 日鉄住金鋼板株式会社) 代表取締役社長
平成26年 6 月 同社取締役相談役
平成27年 6 月 同社相談役
平成28年 3 月 当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

武田厚氏は、新日鐵住金株式会社の取締役、及び日鉄住金鋼板株式会社の社長を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水隆史、多田羅哲夫、高木康史、櫻本保の各氏の「担当及び重要な兼職の状況」につきましては、事業報告における「[3 会社役員に関する事項](#)」の「[1. 取締役及び監査役の氏名等](#)」(22、23ページ)に記載しております。
3. 当社は森田研、武田厚の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は森田研、武田厚の各氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)における経済環境は、米国では良好な雇用・所得環境を背景に個人消費が堅調に推移し、景気の拡大が持続しました。欧州でも輸出の増加などを下支えとして、景気は緩やかに回復しました。わが国では、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなどにより、景気の回復基調が継続しました。

このような状況のもと、当社グループは2017年を起点とする4ヵ年の中期経営計画「中計'17」の目標達成に向けて、北米市場の商品力強化と増販に向けた体制強化、商品ミックスの最適化、開発力・技術力の進化、ブランド力の向上と効率的な供給体制の構築などに取り組みました。

その結果、当期の当社グループの売上高は4,049億99百万円(前期比233億64百万円増、6.1%増)となりましたが、原材料価格上昇の影響などにより、営業利益は453億8百万円(前期比40億6百万円減、8.1%減)、経常利益は401億67百万円(前期比39億34百万円減、8.9%減)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、製品補償対策費、製品補償引当金繰入額及び独禁法関連損失を特別損失として計上したことにより、154億76百万円(前期は122億60百万円の損失)となりました。

売上高 **4,049億99百万円**
前期比6.1%増

営業利益 **453億8百万円**
前期比8.1%減

経常利益 **401億67百万円**
前期比8.9%減

親会社株主に
帰属する
当期純利益 **154億76百万円**
前期は122億60百万円の損失

事業別の状況は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

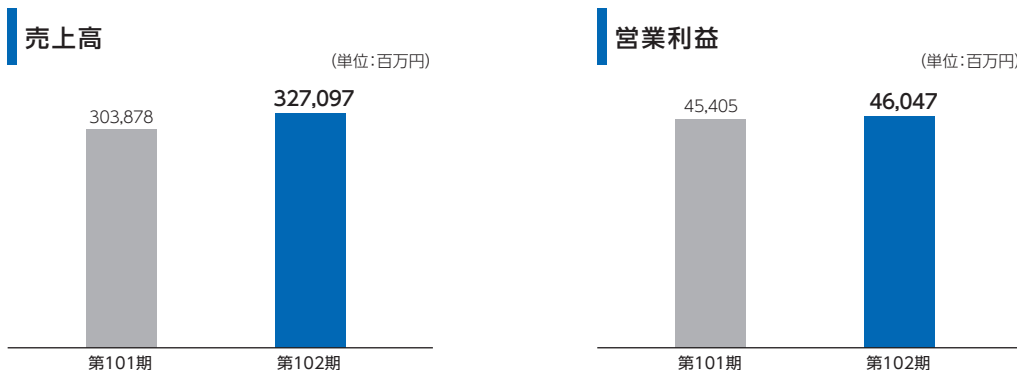
タイヤ事業

北米市場における市販用タイヤにおいては、当社が強みとする大口径ライトトラック用タイヤの販売が好調に推移して商品ミックスの良化がさらに進んだこと、またトラック・バス用タイヤの販売が拡大したことにより、販売量、売上高ともに前期を上回りました。欧州市場における市販用タイヤについては、ロシアやイギリスを中心に販売が伸長したことに加えて、為替の影響もあり、販売量、売上高ともに前期を大きく上回りました。

新車用タイヤにおいては、海外市場では新規車種の獲得がありましたが、国内市場では当社品装着車種の販売が低調だったため、販売量、売上高ともに前期並みとなりました。

国内市販用タイヤにおいては、値上げ前の駆け込み需要の影響もあり、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

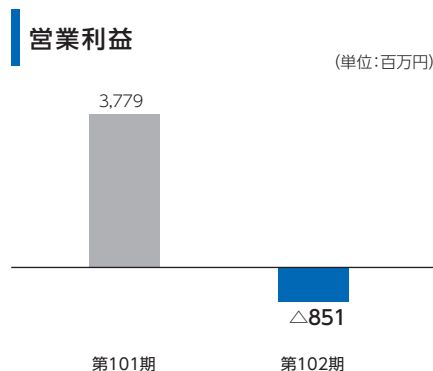
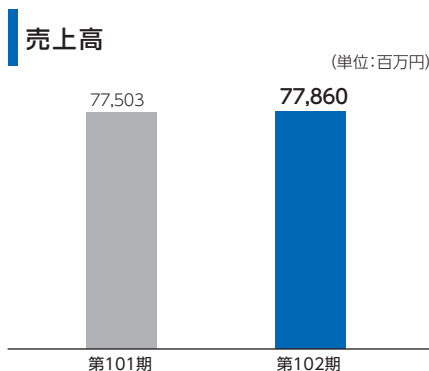
その結果、タイヤ事業の売上高は3,270億97百万円(前期比232億19百万円増、7.6%増)、営業利益は460億47百万円(前期比6億42百万円増、1.4%増)となりました。



ダイバーテック事業

自動車用部品においては、防振ゴム、シートクッションの売上高は前期並みとなりました。その他の製品については、農畜舎向け断熱資材の販売が好調でしたが、防水資材の売上が減少しました。

その結果、ダイバーテック事業の売上高は778億60百万円(前期比3億56百万円増、0.5%増)となりましたが、米国子会社における新製品立ち上げに伴う一時的な生産性低下などにより、営業損失は8億51百万円(前期は37億79百万円の利益)となりました。



2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire North America Manufacturing Inc. やToyo Tyre Malaysia Sdn Bhdの生産設備増強、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。

その結果、当期の設備投資実施額は総額233億81百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資等の資金は、自己資金及び借入金により賄いました。なお、期末における社債を含めた借入金の総額は1,196億21百万円で、前期末に比べ128億61百万円減少しております。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、ダイバーテック事業セグメントの化工品事業(建築用免震ゴム事業を除く)を平成29年8月24日に設立したニッタ化工品株式会社に再編・集約した上で、平成29年12月27日付で同社の全株式をニッタ株式会社に譲渡しました。

また、ダイバーテック事業セグメントの硬質ウレタン事業に関して有する資産等を吸収分割(簡易・略式吸収分割)により、当社子会社である株式会社ソフランウイズに承継させた上で、平成29年12月27日付で同社の全株式を積水化学工業株式会社に譲渡しました。

5. 対処すべき課題

①「中計'17」の達成

当社グループは、今後予想される事業環境の動向を前提に2020年の先を見据え、持続的な成長を実現するために、その礎となる中期的なシナリオとして、2017年を起点に取り組む4ヵ年の中期経営計画「中計'17」を策定しました。モビリティ分野をビジネスの中核として、2020年度に売上高4,800億円、営業利益600億円、営業利益率12.5%の達成を経営目標に掲げております。

グループ全社がワンチームとなって独自ポートフォリオの強みを発揮することにより、お客様の期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、豊かな社会づくりに貢献できる企業をめざしてまいります。

②免震ゴム問題への対応

平成27年度において、当社又は当社の子会社である東洋ゴム化工品株式会社が製造・販売していた製品（建築用免震積層ゴム）の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない事実及び国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明しました。既に公表しておりますとおり、対象物件154棟全ての建築物については、震度6強から震度7程度の地震に対して倒壊するおそれはないことを確認しておりますが、当社グループは、本件問題の対策を経営の最優先課題と位置づけ、免震ゴム対策統括本部を設置し、不適合製品が用いられた建築物の改修工事を進めるとともに、ご迷惑をお掛けした関係者の方々への対応を進めております。

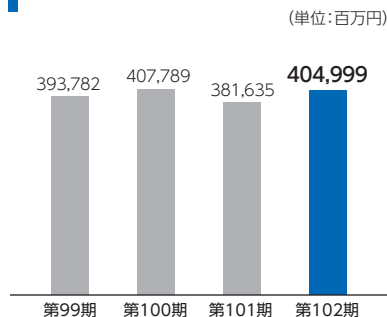
なお、対象物件1棟に関する不正競争防止法違反により、東洋ゴム化工品株式会社が、平成29年12月12日、枚方簡易裁判所から罰金1,000万円の有罪判決を受けました。同社が、控訴を申し立てなかったため判決は確定し、同社による罰金の納付も完了しております。判決文では、免震ゴム問題が当社グループの社会的責任や企業倫理に関わる問題であることも指摘されております。当社グループは、この度の判決内容を厳粛かつ真摯に受け止め、二度と同じ過ちを繰り返さないために、「品質保証改善並びにコンプライアンス啓発強化」と「コーポレート基盤の継続的改善・充実」を柱とする再発防止策に取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

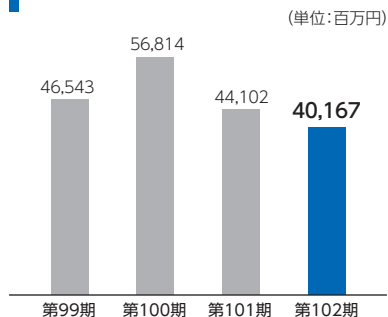
区 分	平成26年度 (第99期)	平成27年度 (第100期)	平成28年度 (第101期)	平成29年度 (第102期)
売上高 (百万円)	393,782	407,789	381,635	404,999
経常利益 (百万円)	46,543	56,814	44,102	40,167
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	31,240	1,674	△12,260	15,476
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	245.97	13.19	△96.54	121.87
総資産 (百万円)	481,966	522,937	491,088	473,876

- (注) 1. 第102期の状況につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 平成26年7月1日付で、普通株式につき2株を1株とする株式併合を行ったため、第99期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第101期より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。

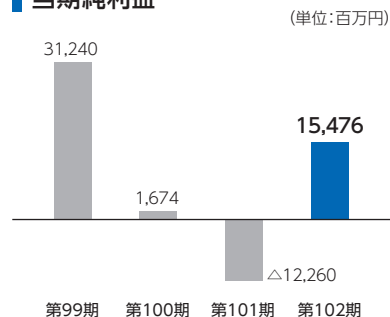
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する 当期純利益



7. 重要な子会社の状況 (平成29年12月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヨータイヤジャパン	440百万円	100%	自動車タイヤの販売
Toyo Tire Holdings of Americas Inc.	199百万米ドル	100%	米国タイヤ事業の統括
Toyo Tire U.S.A. Corp.	25百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Nitto Tire U.S.A. Inc.	2百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	150百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Silverstone Berhad	203百万 マレーシアリングギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	450百万 マレーシアリングギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎張家港有限公司	100百万米ドル	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎(諸城)有限公司	330百万人民元	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Automotive Parts (USA), Inc.	29百万米ドル	100%	自動車部品の製造及び販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

8. 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

当社グループは、各種ゴム製品及び樹脂製品の製造販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
タイヤ	各種タイヤ (乗用車用、トラック・バス用、建設機械用、産業車両用)、タイヤ用チューブ、フラップ、その他関連製品
ダイバートック	自動車用部品 (防振ゴム、トラック・バス用空気バネ、シートクッション、等速ジョイントブーツ)
その他	国内関係会社に対する融資及び債権の買取、不動産業ほか

9. 主要な営業所及び工場 (平成29年12月31日現在)

(当 社)

事 務 所	本社(兵庫県伊丹市)、東京支店(東京都千代田区)、東京支店神田事務所(東京都千代田区)、名古屋事務所(愛知県みよし市)、広島事務所(広島市東区)
工 場	仙台工場(宮城県岩沼市)、桑名工場(三重県員弁郡東員町)、兵庫事業所(兵庫県加古郡稲美町)
研 究 所	東洋ゴム基盤技術センター(兵庫県川西市)、タイヤ技術センター(兵庫県伊丹市)、自動車部品技術センター(愛知県みよし市)

(関係会社)

国 内	㈱トーヨータイヤジャパン(東京都千代田区)、東洋ゴム化工品㈱(東京都新宿区)、 東洋ソフラン㈱(愛知県みよし市)、福島ゴム㈱(福島県福島市)、 オリエント工機㈱(兵庫県伊丹市)、綾部トーヨーゴム㈱(京都府綾部市)、 ニットージャパン㈱(東京都千代田区)、トーヨータイヤ物流㈱(兵庫県伊丹市)、 昌和不動産㈱(兵庫県伊丹市)、㈱エフ・シー・シー(福島県福島市)
海 外	北 米 Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、 Toyo Tire North America Manufacturing Inc.、 Toyo Automotive Parts(USA), Inc.(以上、米国)、 Toyo Tire Canada Inc.、Nitto Tire Canada Inc.(以上、カナダ)、 Toyo Tire Mexico LLC、NT Mexico S.de R.L.de C.V.(以上、メキシコ)
	欧 州・ユーラシア Toyo Tire Europe GmbH(ドイツ)、Toyo Tyre(UK) Ltd.(イギリス)、 Toyo Tire Benelux B.V.(オランダ)、Toyo Tire Italia S.p.A(イタリア)、 Toyo Tire RUS LLC(ロシア)
	ア ジ ア・オセアニア Silverstone Berhad、Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd(以上、マレーシア)、 通伊欧輪胎張家港有限公司、東洋橡塑(広州)有限公司、通伊欧輪胎(諸城)有限公司、 通伊欧輪胎(上海)貿易有限公司(以上、中国)、 Toyo Tire(Thailand) Co.,Ltd.(タイ)、Toyo Tyre and Rubber Australia Ltd.(オーストラリア)

10. 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
タイヤ事業	11,467 [1,080]	93 [△117]
ダイバーテック事業		
その他の事業	16 [28]	△2 [6]
全社（共通）	276 [36]	△16 [△6]
合計	11,759 [1,144]	75 [△117]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員は[]内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

11. 主要な借入先及び借入額（平成29年12月31日現在）

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,700
株式会社みずほ銀行	2,700
農林中央金庫	2,660
株式会社新生銀行	2,360
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,800

(注) 上記のほか、主要な借入れとして金融機関延べ21社を借入先とするシンジケートローン(総額35,000百万円)があります。

2 会社の株式に関する事項 (平成29年12月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 400,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 127,179,073株
- 3. 株 主 数 10,477名
- 4. 大 株 主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ブ リ ザ ス ト ン	10,000	7.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,154	7.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,814	6.94
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	4,774	3.75
三 菱 商 事 株 式 会 社	3,890	3.06
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,823	2.22
O R B I S S I C A V	2,808	2.21
JP MORGAN CHASE BANK 380634	2,717	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,258	1.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,995	1.57

(注) 持株比率は、自己名義株式(185,650株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 隆 史	
取締役常務執行役員	多田 羅 哲 夫	環境・安全・エンジニアリング統括部門管掌、環境安全推進本部長
取締役常務執行役員	高 木 康 史	販売統括部門管掌
取締役常務執行役員	櫻 本 保	危機管理統括、コーポレート統括部門管掌、 免震ゴム対策統括副本部長
取締役	森 田 研	
取締役	武 田 厚	
常勤監査役	平 野 章 夫	
常勤監査役	中 原 全 生	
常勤監査役	山 本 幸 男	
監査役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、 フジテック株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役異動は次のとおりであります。

(1) 平成29年3月30日開催の第101回定時株主総会において、高木康史、櫻本保の両氏が取締役新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任した取締役

(氏名)	(退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況)	(退任年月日)
小 野 浩 一	取締役常務執行役員 品質コンプライアンス 統括部門管掌、免震ゴム対策統括副本部長	平成29年3月30日任期満了
石 野 政 治	取締役常務執行役員 免震ゴム対策統括本部長、 グローバルプロジェクト推進室長	平成29年3月30日任期満了
苗 村 博 子	取締役 弁護士法人 苗村法律事務所 代表社員	平成29年3月30日任期満了

2. 取締役のうち、森田研、武田厚の両氏は社外取締役であります。

3. 監査役のうち、中原全生、山本幸男、佐伯照道の各氏は社外監査役であります。

4. 取締役森田研、武田厚の両氏、及び監査役中原全生、山本幸男、佐伯照道の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

5. 監査役中原全生氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

平成30年2月1日付で、次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	多田 羅 哲 夫	生産基盤技術統括部門管掌
取締役 常務執行役員	櫻 本 保	危機管理統括、コンプライアンス統括、 チーフコンプライアンスオフィサー、 コーポレート統括部門管掌、経営企画本部長、 免震ゴム対策統括副本部長

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取締役	9	251
監査役	4	60

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)及び監査役の報酬限度額は、年額80百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)であります。
2. 上記報酬額には、当期において計上した役員賞与引当金55百万円が含まれております。
3. 上記員数及び報酬等の総額には、社外役員(社外取締役及び社外監査役)6名に対する報酬61百万円が含まれております。
4. 上記員数及び報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役3名が含まれております。

3. 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等（平成30年2月1日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	水谷友重	Toyo Tire U.S.A. Corp. 会長、Nitto Tire U.S.A. Inc. 会長、 Toyo Tire North America OE Sales LLC 社長
常務執行役員	石野政治	免震ゴム対策統括本部長、 コーポレート統括部門 事業構造改革室長
常務執行役員	田辺伸二	品質環境安全統括部門管掌
常務執行役員	金井昌之	技術統括部門管掌
常務執行役員	川田道弘	免震ゴム対策統括副本部長
執行役員	上田健一	品質環境安全統括部門 環境安全推進本部長
執行役員	本母利彦	免震ゴム対策統括本部 お客様対応本部長
執行役員	瀧脇将雄	コーポレート統括部門 コンプライアンス・リーガル本部長、 法務部長
執行役員	小川格	販売統括部門 直需営業本部長
執行役員	植松秀文	販売統括部門 国内営業本部長、 株式会社トーヨータイヤジャパン 会長
執行役員	鈴木伊織	Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
執行役員	光畑達雄	米州事業推進室管掌
執行役員	高橋英明	事業統括部門 購買本部長
執行役員	井村洋次	生産統括部門管掌
執行役員	段則之	事業統括部門管掌、事業戦略本部長
執行役員	宮部浩和	コーポレート統括部門 管理本部長
執行役員	守屋学	技術統括部門 技術第一本部長
執行役員	磯部典幸	品質環境安全統括部門 品質保証本部長、安全防災推進部長

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外監査役	佐伯照道	北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、フジテック株式会社 社外取締役

(注) 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 主な活動状況

地位	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	森田 研	26回中24回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外取締役	武田 厚	26回中26回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	中原 全生	26回中26回	14回中14回	主に金融機関における長年の経験に基づく幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	山本 幸男	26回中26回	14回中14回	主に企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社外監査役	佐伯 照道	26回中23回	14回中14回	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額	93百万円
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	295百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トーヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、会計・税務等に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。平成29年12月26日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の見直しを決議いたしました。当社が定める内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社グループ会社各社（以下「当社グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」を当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という。）するための行動規範とする。
- ② チーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）がコンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施する。また、CCOはコンプライアンス違反又はその疑い・恐れがある場合には、必要な調査を行う権限を有し、その業務に対し、中止又は改善命令を出すことができる。
- ③ CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、各組織にコンプライアンスオフィサーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築する。
- ④ 「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」の徹底を図るため、CCOが中心となり、当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行う。
- ⑤ 従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保するなどの見直しを行い必要な情報が上がり易い体制を整える。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、各種専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの「危機管理規程」に基づいて、コーポレート統括部門管掌が、危機管理統括として、危機管理体制を統括する。また、当社グループに重大な影響を及ぼすことが想定される重要危機事象ごとに危機管理責任者を定め、平時及び有事の対応策の策定、並びにその実施について管理、統括する。
- ② 各重要危機事象については、その対応手順を定めた「個別対応マニュアル」を作成し、平時におけるリスクの評価・分析及び発生防止活動、並びに有事における復旧活動などの実施事項について定め、リスクの回避、軽減を図る。
- ③ 当社は、緊急事態が発生した場合、個別マニュアルに盛り込むべき具体的な対応手順を定めた「危機管理マニュアル」及び「個別対応マニュアル」に従い危機管理責任者が緊急対応会議を招集し、各重要危機事象が当社グループに与える影響の大きさにより、既存組織による対応、各種専門委員会による対応、臨時の組織による対応の中から最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を構築する。
- ④ 経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定し、運用する。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設けている。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、常務会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- ③ 常務会及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「東洋ゴムグループ企業行動憲章」「東洋ゴムグループ行動基準」「TOYO地球環境憲章」「TOYO製品安全憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ② 当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- ④ 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、監査役及びCCOに報告する。

(6)当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように従業員を配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(7)当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員（以下「役員・従業員」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・従業員は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ② 当社グループの役員・従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(8)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社の取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- ② 役員・従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて、速やかに処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

平成29年1月に実施した組織改正に対応し、特定のコンプライアンスオフィサーに過度な負担が生じる事態を解消するため、コンプライアンスオフィサー数を従来の11名から22名へ増員し、コンプライアンスオフィサー体制の強化を行いました。

また、行動基準ハンドブックの従業員による読み合わせを行うと同時に従業員からのコンプライアンス遵守に関する誓約書を入手、チーフコンプライアンスオフィサーからのメッセージやコンプライアンス通信の定期的な配信、執行役員による従業員との意見交換会の実施等により、役職員に対してのコンプライアンス啓発活動を継続して行っております。

さらに、従来からの国内外でのeラーニングに加えて、コンプライアンス研修では、技能職やパート・派遣社員に対する教育拡充を推進することを狙いとして、研修の方式を、スタッフ系ではコンプライアンスリーダーによる職場単位での座学及びディスカッション方式による研修、現場系ではコンプライアンスリーダー又は職制を通じての小集団活動や、朝礼での学習へと改めました。

加えて、コンプライアンスオフィサー制度に基づいたコンプライアンス事案の報告体制や社内外の複数ルートでの通報窓口としての「ホットライン相談窓口」について、各事業所における案内ポスター掲示及びコンプライアンス研修や毎月配信するコンプライアンス通信での案内掲載による周知活動を継続して行いました。これら報告体制や相談窓口の浸透により、法令違反・不正行為の防止・早期発見に努めてまいります。

② 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月2回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度については、臨時も含め26回開催しております。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、平成28年6月に制定した「危機管理規程」「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」について、組織変更に伴う担当部門の責任者変更と役割に関する見直しを適時行いました。また、危機管理委員会において「危機管理マニュアル」の理解と浸透及び「個別対応マニュアル」の周知徹底を図り、想定される危機事象に対する課題の抽出と危機事象発生時の対応策について議論し、決定してまいりました。

加えて、想定される各危機事象について、まずは当社の工場での火災を想定した危機管理シミュレーションを実施いたしました。その他の事象についても順次実施する計画としております。今後も危機管理委員会の定期開催と運用方法の明確化、想定される危機事象に対応するための「個別対応マニュアル」の整備と拡充に努め、重大なリスクが発生した場合、当該マニュアルに従い最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を引き続き構築してまいります。

さらに、適切な事業マネジメントを推進していくことを目的として、経営資源の適正配分を促進するとともに、全社収益への貢献度やリスクの所在を見極めるため、全社共通の事業評価ガイドラインを策定し運用しております。

④ グループ会社経営管理体制

当社グループ会社の経営管理については、グループ会社に関する業務の効率化と管理の適正化を図ることを目的に制定した「関係会社管理規定」に基づき管理しております。グループ会社毎に、適正、効率的な経営ができるよう管理指導する主管部署を定め、当該本部長が管理者となり、「関係会社管理規定」に則った適切な運用を行っております。また、平成29年9月には当該規定の一部を改定し、グループ会社への管理強化を図っております。

監査部はグループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

⑤ 監査役

監査役は、監査役会を原則月1回開催し、情報共有を行っており、当該事業年度については臨時も含め14回開催しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき内部監査を行い、監査実施部門へのフィードバックを行っております。

加えて、取締役会や常務会などの重要会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認及び監査の実効性の向上を図っております。また、定期的にグループ会社の取締役会にも出席し、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。

監査役は、監査部と連携するだけでなく代表取締役・取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者(以下「買付者」という。)としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	204,349	流動負債	172,407
現金及び預金	28,268	支払手形及び買掛金	62,589
受取手形及び売掛金	79,371	コマーシャル・ペーパー	2,000
商品及び製品	54,312	短期借入金	36,490
仕掛品	3,012	1年内償還予定の社債	5,000
原材料及び貯蔵品	13,067	未払金	21,067
繰延税金資産	8,952	未払法人税等	1,424
その他	17,902	役員賞与引当金	55
貸倒引当金	△ 537	返品調整引当金	242
固定資産	269,526	製品補償引当金	21,000
有形固定資産	191,997	その他	22,537
建物及び構築物	57,466	固定負債	137,653
機械装置及び運搬具	100,524	長期借入金	76,130
工具、器具及び備品	9,390	役員退職慰労引当金	10
土地	20,009	環境対策引当金	305
リース資産	320	製品補償引当金	42,100
建設仮勘定	4,285	退職給付に係る負債	6,702
無形固定資産	7,037	繰延税金負債	11,023
ソフトウェア	2,920	その他	1,381
のれん	1,557	負債合計	310,061
その他	2,559	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	70,492	株主資本	121,883
投資有価証券	56,399	資本金	30,484
長期貸付金	258	資本剰余金	28,507
退職給付に係る資産	1,058	利益剰余金	63,041
繰延税金資産	3,163	自己株式	△ 149
その他	9,776	その他の包括利益累計額	37,195
貸倒引当金	△ 164	その他有価証券評価差額金	27,555
		繰延ヘッジ損益	△ 10
		為替換算調整勘定	7,974
		退職給付に係る調整累計額	1,676
		非支配株主持分	4,735
資産合計	473,876	純資産合計	163,815
		負債及び純資産合計	473,876

連結損益計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		404,999
売上原価		268,017
売上総利益		136,982
販売費及び一般管理費		91,674
営業利益		45,308
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,941	
持分法投資利益	186	
雑益	1,175	3,303
営業外費用		
支払利息	2,630	
為替差損	892	
雑損	4,921	8,444
経常利益		40,167
特別利益		
固定資産売却益	2,534	
投資有価証券売却益	219	
事業譲渡益	4,267	7,022
特別損失		
固定資産除却損	724	
減損損失	1,050	
製品補償対策費	4,945	
製品補償引当金繰入額	13,691	
独禁法関連損失	5,244	25,657
税金等調整前当期純利益		21,532
法人税、住民税及び事業税	3,535	
法人税等調整額	1,706	5,241
当期純利益		16,291
非支配株主に帰属する当期純利益		814
親会社株主に帰属する当期純利益		15,476

連結株主資本等変動計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,484	28,507	53,279	△143	112,128
当期変動額					
剰余金の配当			△5,714		△5,714
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,476		15,476
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	9,761	△6	9,755
当期末残高	30,484	28,507	63,041	△149	121,883

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	22,435	△119	6,843	290	29,450	4,043	145,621
当期変動額							
剰余金の配当							△5,714
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,476
自己株式の取得							△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,119	109	1,130	1,385	7,745	692	8,438
当期変動額合計	5,119	109	1,130	1,385	7,745	692	18,193
当期末残高	27,555	△10	7,974	1,676	37,195	4,735	163,815

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科	目	金 額	科	目	金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産			流動負債		
		95,802			99,367
	現金及び預金	10,576		買掛金	34,501
	受取手形	1,256		コマーシャル・ペーパー	2,000
	売掛金	46,015		短期借入金	17,796
	商品及び製品	10,605		1年内償還予定の社債	5,000
	仕掛品	1,280		リース債務	101
	原材料及び貯蔵品	4,118		未払金	13,364
	前払費用	611		未払費用	3,406
	繰延税金資産	8,264		未払法人税等	275
	その他	13,602		前受金	30
	貸倒引当金	△529		預り金	1,818
固定資産				役員賞与引当金	55
		195,927		製品補償引当金	21,000
有形固定資産				その他	16
		60,169	固定負債		
	建物	18,519			87,623
	構築物	974		長期借入金	38,930
	機械及び装置	19,579		リース債務	124
	車輛運搬具	243		退職給付引当金	6,078
	工具、器具及び備品	5,275		環境対策引当金	299
	土地	13,385		製品補償引当金	42,100
	リース資産	227		その他	91
	建設仮勘定	1,964	負債合計		
無形固定資産					186,991
		2,416	純 資 産 の 部		
	ソフトウェア	2,352	株主資本		
	その他	64			77,957
投資その他の資産				資本金	30,484
		133,340		資本剰余金	28,507
	投資有価証券	54,610		資本準備金	7,621
	関係会社株式	59,466		その他資本剰余金	20,886
	関係会社出資金	7,285		利益剰余金	19,115
	長期貸付金	4,533		利益準備金	—
	繰延税金資産	3,213		その他利益剰余金	19,115
	その他	4,309		固定資産圧縮積立金	1,641
	貸倒引当金	△78		繰越利益剰余金	17,473
				自己株式	△149
			評価・換算差額等		
					26,781
				その他有価証券評価差額金	26,792
				繰延ヘッジ損益	△10
資産合計			純資産合計		
		291,730			104,738
			負債及び純資産合計		
					291,730

損益計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		218,678
売上原価		148,515
売上総利益		70,163
販売費及び一般管理費		41,154
営業利益		29,008
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,510	
雑益	1,298	6,809
営業外費用		
支払利息	526	
雑損	5,630	6,156
経常利益		29,660
特別利益		
固定資産売却益	2,288	
投資有価証券売却益	219	
事業譲渡益	5,219	7,728
特別損失		
固定資産除却損	495	
減損損失	559	
製品補償対策費	4,528	
製品補償引当金繰入額	13,691	
独禁法関連損失	5,244	
関係会社貸倒引当金繰入額	529	25,048
税引前当期純利益		12,340
法人税、住民税及び事業税	△60	
法人税等調整額	2,721	2,660
当期純利益		9,680

株主資本等変動計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,484	28,507	0	28,507	2,568	1,775	10,805	15,149
当期変動額								
剰余金の配当							△5,714	△5,714
当期純利益							9,680	9,680
自己株式の取得								
固定資産圧縮積立金の取崩						△133	133	—
準備金から剰余金への振替		△20,885	20,885	—	△2,568		2,568	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	△20,885	20,885	—	△2,568	△133	6,668	3,965
当期末残高	30,484	7,621	20,886	28,507	—	1,641	17,473	19,115

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△143	73,997	21,702	△119	21,582	95,580
当期変動額						
剰余金の配当		△5,714				△5,714
当期純利益		9,680				9,680
自己株式の取得	△6	△6				△6
固定資産圧縮積立金の取崩						—
準備金から剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,089	109	5,198	5,198
当期変動額合計	△6	3,959	5,089	109	5,198	9,158
当期末残高	△149	77,957	26,792	△10	26,781	104,738

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

東洋ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中基博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉形圭右 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋ゴム工業株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ゴム工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表「連結貸借対照表に関する注記」3.偶発債務（1）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売している建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

東洋ゴム工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中基博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉形圭右 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋ゴム工業株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表〔貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（3）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売している建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。当社は平成27年3月に免震積層ゴムが大臣認定に適合していない問題を開示しました。監査役会は、再発防止策を含む法令遵守体制の構築と運用について継続的な改善が図られていることを確認しており、また法令遵守体制の強化が図られるよう、今後も取締役会の対応とその進捗を注視してまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。監査役会としては、内部統制システムの構築と運用について継続的な改善努力が必要であると認識しており、今後とも、内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応と今後の進捗を注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成30年2月15日

東洋ゴム工業株式会社 監査役会

常勤監査役	平 野 章 夫 ㊞
常勤監査役	中 原 全 生 ㊞
常勤監査役	山 本 幸 男 ㊞
監 査 役	佐 伯 照 道 ㊞

注) 常勤監査役中原全生、常勤監査役山本幸男及び監査役佐伯照道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

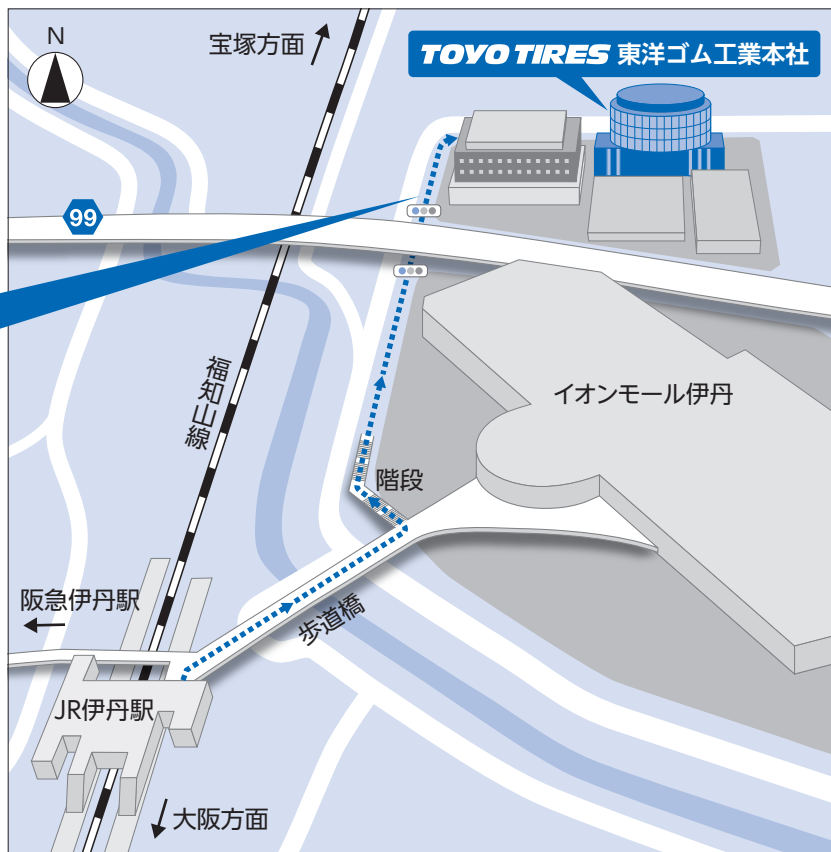
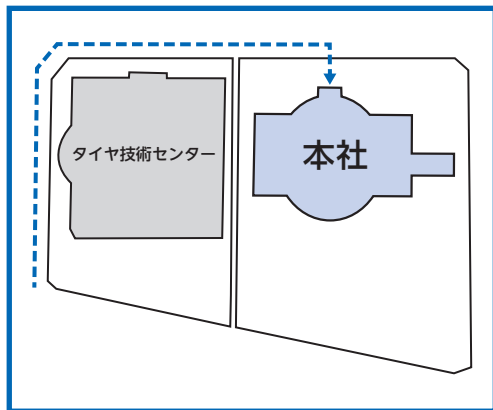
以 上

株主総会会場ご案内図

場所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
東洋ゴム工業株式会社 当社 本社3階ホール

電話 072-789-9101 管理本部 総務部

開催場所が前回と異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。



交通

JR福知山線 **伊丹駅**より徒歩7分

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

東洋ゴム工業株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。